

公益社団法人北海道社会福祉士会役職者の選考に係るガイドライン

2017年1月28日 理事会制定

1 ガイドライン制定の趣旨

このガイドラインは、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第22条第3項に規定する会長・副会長の選定、同定款第34条第2項に規定する顧問及び相談役の選任について、本会役員選出規則に基づき理事候補者として確定した者（以下「理事予定者」という。）による選考に関して基本的事項を定めるものである。

2 理事候補者確定後の会長等の選考手順の概要

- (1) 会長候補者の立候補の受付
- (2) 役職選考会の開催（会長・副会長・顧問・相談役の各候補者の選考）
- (3) 理事会への報告（会長・副会長の各候補者の報告、顧問・相談役の各候補者の選任議案の議決）
- (4) 総会における理事会の決議等（総会における理事等の選定、顧問・相談役の選任、臨時理事会における会長・副会長の選定の決議、総会における会長・副会長選定の報告）

3 会長候補者の立候補の受付

(1) 立候補の届出

立候補者は、所定の立候補届出用紙に立候補理由及び本会運営についての所信を明記して、事務局へ書面又は電磁的記録により提出する。

(2) 立候補の期間

理事予定者が確定した後2週間を目安とする。

(3) 立候補届出用紙の配布

事務局は、立候補締切後、提出された立候補者届出用紙の写しを

速やかに書面又は電磁的記録により理事予定者全員に配布する。

(4) 締切前の立候補状況

本会内において公開する。

(5) 不在者投票

役職選考会に欠席する者は、役職選考会前日までに所定の不在者投票用紙を事務局に郵送する。送付された不在者投票用紙は、役職選考会における投票と合わせて開封する。

4 役職選考会の開催

(1) 開催の趣旨

理事を選出する総会を開催する前に、理事予定者間で、次期役職者となるべき者（以下「役職候補者」という。）を選考する会議（以下「役職選考会」という。）を事前に開催することで、会長等を円滑に選定するため。

(2) 招集者、進行役、投票及び開票管理者

事務局長が務め、事務局員がこれを補佐する。

(3) インターネットを活用したテレビ会議による参加

出席と認めるが、会長内定者の投票は、事前に不在者投票を行うことによるのみ認める。

(4) 各候補者の選考方法

(ア) 会長候補者の選考方法

理事予定者による立候補とし、無記名投票により最多得票者を次期会長候補者（以下「会長内定者」という。）とする。

最多得票者の得票数が理事予定者の過半数に満たない場合は、次の最多得票者と決選投票を行い、その最多得票者を会長内定者とするものとする。ただし、最多得票者が同数の場合は、くじ引きにより決するものとする。

立候補者が1名の場合は、信任投票を行い、過半数をもって決する。

(イ) 副会長候補者の選考方法

会長内定者が提案し、理事予定者の互選により、副会長内定者を3名まで選考する。

(ウ) 相談役及び顧問の選考方法

必要に応じて、会長内定者が提案し、理事予定者の過半数の同意を得たものについて、理事会で議決の上、総会に付議することができる。

5 理事会への報告

内定した役職候補者については、総会開催前の理事会に報告するものとする。また、顧問及び相談役の候補者が選考された場合は、当該理事会で決議した上で、総会に議案として提出するものとする。

6 総会における理事会の決議等

総会において理事が選任されたときは、総会を休憩してただちに臨時理事会を開催し、役員選考会において内定した事項を確認し、会長及び副会長を決定してその総会に報告するものとする。

また、顧問・相談役の選任についても併せて総会で決議する。

7 改廃

このガイドラインの改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

このガイドラインは、2017年1月28日から適用する。